

神 労 基 発 0202 第 2 号
令 和 3 年 2 月 2 日

関係機関の長 殿

神奈川労働局労働基準部長
(公印省略)

特定化学物質障害予防規則における第2類物質
「溶接ヒューム」に係る関係省令等の解釈等について

労働衛生行政の推進につきましては、日頃から格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

金属アーク溶接等作業に伴い発生する溶接ヒュームが第二類特定化学物質に指定されることとなり、関係政省令が一部の規定を除き、令和3年4月1日から施行することとされました。

この度令和3年1月15日付け基安化発0115第1号により厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課長から、別添のとおり「溶接ヒューム」に係る関係省令の解釈等について通達が発出されるとともに、Q & A集が発出されましたので、参考としていただきたく御願ひ申し上げます。

なお、Q & A集は、今後厚生労働省ホームページに掲載予定です。